

特記仕様書（測量業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	☒ 積算基準 三重県県土整備部制定 令和6年11月制定（令和7年4月一部改定） ☒ 単価適用日 令和7年4月1日制定
イ 適用図書	☒ 委託契約書 ☒ 測量業務共通仕様書（三重県） 令和3年11月制定 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和6年11月） ☒ 三重県公共測量作業規程（作業規定の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年度国土交通省告示第334号、平成25年度国土交通省告示第286号及び平成28年度国土交通省告示第565号及び令和2年第461号により一部改正）準用） ☐ その他（ ）
ウ 業務計画等	☒ 契約締結後 1 4 日以内に測量作業計画書（作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。）を監督職員に提出する。 ☒ 業務完了の 1 0 日前までに数量報告書を監督職員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☒ 本測量作業に使用する主要機器（トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等）については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付すること。 ☒ 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既地点は、（ ☒ 既設の基準点 ☒ （1～4等三角点又は1～3級基準点） ☐ 任意の基準点 ☐ 他業務において設置されている基準点）とする。 ☐ その他（ ）
エ 成果の提出	☒ 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督職員が必要ないと判断したものについては除外する。 ☒ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 ☐ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☐ 3部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☒ 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 ☒ その他（別紙特記仕様書に記載の規格及び部数を提出する。 ）
オ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）
カ 資料の貸与	☐ 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。
キ 業務条件	☐ 業務条件は下記のとおりとする。
ク その他	☐ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。 ☒ その他（別紙特記仕様書記載内容において業務を実施すること。 ）

（注）

- 1 上記委託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市

令和7年4月